

研削といし取替え等業務特別教育講習会 参加報告

技術第1班 本間 康行

1. はじめに

労働安全衛生法第59条第3項により、研削といしの取替えや試運転、調整は規定に定められた教育の修了者でなければできない事になっている。

現在の業務において研削といしを取り扱っているため、講習会を受講することが必要となっている。

2. 日程

日 時：平成23年8月23日
開催場所：酒田市総合文化センター

3. 研修内容

●講習

(1) 機械研削用研削盤、機械研削用といし取付け具等に関する知識

- 1) 機械研削用研削盤の種類及び構造並びに、その取扱い方法について
- 2) 機械研削用といしの種類、構成について
- 3) 表示及び安全度並びにその取扱い方法について

(2) 関係法令

- 1) 法、労働安全衛生法施行令及び安全衛生規則中の関係条例・項目について

●実技

(1) 機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識

- 1) 機械研削用研削盤と機械研削用といしとの適合確認
- 2) 機械研削用といしの外観検査及び打音検査
- 3) 取付け具の締付け方法及び締付け力
- 4) バランスの取り方 試運転の方法

4. 講習会に参加して

分かりやすく簡潔にまとめられた資料及びテキストをいただき、重要な要点を説明していただいたため、安全かつメンテナンスを楽に行えることができるようになった。また、今後、作業を行う上で留意点の確認やといしの交換を行うことが可能になったので参加した意義があった。